

**刑事訴訟法** (配点 40 点)

以下の事例を読み、設問に答えなさい。

**【事例】**

- 1 令和2年7月27日、午後1時頃、東京都八王子市内のS銀行において、覆面をして店内に入り込んだ男が、窓口業務に当たっていた銀行員Vに包丁を突き付け、金を出すよう脅して要求したものの、ちょうど銀行に入ってきた利用客Wが悲鳴をあげて騒いだことから、何も盗らずに店を出て逃走した強盗未遂事件が発生した。
- 2 同日午後5時頃、八王子警察署の署員Kらは、Vを立会人として事件発生現場であるS銀行の店内及びその周辺を対象とする実況見分を行った。当該実況見分において、Kらは、Vの説明を基にS銀行の店内の状況、同店に面する公道の状況などを見分し、写真撮影を行うなどした上、その見分結果について実況見分調書を作成した。

当該実況見分調書中には、作成者をKとしてその署名押印があり、実況見分の日時、場所、目的、立会人のVの氏名の記載がある（Vの署名押印はない）ほか、実況見分の際にKが撮影した写真が貼付されており、その写真の下部にはVが見分中にKに説明した内容が記載されていた。その写真の内容及び説明の記載には以下のとおりの部分が存在した。

写真① S銀行の店舗内から客用出入口を撮影したもの

Vの説明の記載

「犯人がこの出入口から店内に入ってきました。」

写真② 銀行内窓口付近を撮影したもの

Vの説明の記載

「私がこの窓口の内側、犯人がフロア側に立ち、そこで今回の強盗被害にあいました。その際、犯人は、右手で包丁を振りかざし、私の顔付近に突き付けて、左手に持った紙袋を示し、『ここに金を入れろ。さもないと命はないぞ。』と脅してきたのです。」

- 3 その後、本件強盗未遂事件の被疑者として市内在住の甲が逮捕・勾留され、起訴された。検察官は、上記実況見分調書につき、立証趣旨を犯行現場の状況等として、証拠調べの請求を行った。

**【設問】**

上記事例中、下線部の実況見分調書の証拠能力について論じなさい。